

第4期横浜町地域福祉計画(案)に対する  
パブリックコメント手続実施要領

1 目的

この要領は、第4期横浜町地域福祉計画(案)に対するパブリックコメントの手続に関して必要な事項を定めることにより、広く町民に情報提供するとともに、町民からの意見を可能な限り反映させることを目的とする。

2 パブリックコメントの手続の対象

第4期横浜町地域福祉計画(案)

3 パブリックコメントの手続実施の周知方法

- (1) 広報よこはま(2月号)への掲載
- (1) 町ホームページへの掲載(令和5年1月27日(金)から)

4 計画等の閲覧

- (1) 役場1階ホール
- (2) ふれあいセンター
- (3) 菜の花にこにこセンター
- (4) 町ホームページ

5 意見等提出期間

令和5年1月27日(金)～令和5年2月17日(金)まで  
※郵送の場合は、末日の消印有効とする。

6 意見等提出資格

- (1) 町内に居住する方
- (2) 町内に通学又は通勤する方
- (3) 町内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 町に納税の義務がある方

意見等提出方法

意見等については、所定の用紙に記入の上、次の方法により提出するものとする。

(1) 持参する場合

ア 福祉課福祉グループの窓口へ直接提出

イ 次に掲げる場所に設置された提案箱に投函

(ア) 役場 1 階ホール

(イ) ふれあいセンター

(ウ) 菜の花にこにこセンター

(2) 郵送する場合

郵送先 〒039-4145 横浜町字寺下 35

福祉課 福祉グループ宛て

(3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 0175-78-2118 (福祉課福祉グループ)

(4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス koho@town.yokohama.lg.jp

※電子メールの件名

「第 4 期横浜町地域福祉計画(案)のパブリックコメント意見」

## 8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、第 4 期横浜町地域福祉計画の策定に当たって参考とする。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び町の考え方を、次の場所等で公表する。

ア 福祉課福祉グループ

イ 町ホームページ

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしない。